

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡 (安-2025-50)

令和 7 年 12 月 26 日

関西支店 安全環境部長

グラインダーの用途外使用による災害の再発防止について（指示）

先日、他支店作業所において、型枠大工がグラインダーで型枠を切り込み中に、キックバックした反動で左手人差し指を切断する災害が発生しました。（別紙 1 参照）

直接の原因は、被災者がグラインダーの用途に適合していないチップソーの刃を取り付け、さらに防護カバーを外した状態で使用したことによるものです。

過去の同種災害発生を受け、再三のルール徹底の発信（別紙 2）により、グラインダーの用途外使用禁止については現場に浸透してきていると思いますが、本被災者のように未だそのルールを理解していない作業員がいることも事実です。

つきましては、同種災害の再発防止のため、下記事項を再徹底するよう指示します。

記

1. 作業員の労働災害防止を徹底させるため、事業主により職長へ
『職長の職務』（※）（別紙 3）を理解・行動させること。

（※）安衛法第 60 条、安衛則第 40 条に定める職長等の教育科目をもって
職長の職務としています。

2. グラインダーの用途外使用禁止を再周知し徹底させること。

※この事務連絡は、事務連絡（安環安）25-33（令和 7 年 12 月 22 日）安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上

(切れ、こすれ) 型枠工が回転工具で指を切斷

◇ 発生日時 : 2025年12月11日 (木) 午前10:20分頃

◇ 被災者 : 型枠大工 61歳 (所属 2次) 経験 40年6ヶ月



【発生状況】

塔屋南東部足場上で型枠建込み作業をしているときに、短いセパレーターを延長するため、建込んだ型枠をグラインダーにて切斷しようとした際、グラインダー(用途外使用、かつカバーなし)がキックバックし、キックバックした反動で左手がグラインダーから外れ、左手人差し指、中指にグラインダーの刃が接触し、第一関節あたりで切斷した。

(左示指切断、指骨骨折

) (休業見込日数 15 日)

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 13-38
平成25年11月11日

安全環境本部
安全部長 

研削盤にかかる点検の実施について（依頼）

先週、当社作業所において、給排水衛生工が排水配管材(65φトミジ管)を切断中に、チップソーを装着した高速カッターで左手首を切断するという災害が発生しました。

災害発生の原因は、配管材を固定せずに送り出していたときに材料がはねたことによるものですが、といし専用である回転数の大きい高速カッターにチップソーを装着していたことが被災の程度を大きくしたものと思われます。

研削盤による災害は、次の3件に加え今年4件目の発生となりました。

- ・7/1 ディスクグラインダにチップソーを装着しアンカー
ボルトを切断中にはねて指を切創
- ・9/17 カップワイヤーで鉄骨の錆止塗装をはがしているときに
ワイヤーが飛び左眼に刺さる
- ・9/24 サンダーでアルミカーテンウォールに切り込みを入れる
作業を行っているときにはねて左手を切る

特に、ディスクグラインダや高速カッター等の研削盤にチップソーを装着するという法に抵触するおそれのある危険な行為により災害が発生したことは誠に遺憾です。研削盤や丸のこ盤等（以下「工具」という）については、それぞれ使用目的によりその回転数が決められており、当該回転数に応じたといしやチップソー等を用いなければ、といしの破裂やチップ等の飛散、あるいは切断するものや工具のはね等により災害発生リスクが非常に高くなります。

つきましては、研削盤にかかる同種災害再発防止のため、下記の通り点検を実施のうえ安全部まで報告するとともに、研削盤へのチップソー装着厳禁を作業所関係者に周知徹底して下さい。

記

1. 点検項目 高速カッター及び手持ち式研削盤（ディスクグラインダ・サンダー等）へのチップソー装着・撤去状況を点検する。
2. 報告要領 部門ごとに別紙「研削盤点検表」をまとめ、エクセルデータで提出する。
3. 報告期限 平成25年11月22日（金）

添付資料 参考「研削盤等について」

別紙及び添付資料は省略

以上

職長の職務

- ①作業方法の 決定および作業員の配置
- ②作業の監督・指導
- ③作業設備、作業場所の点検・保守管理
- ④異常時、災害発生時における措置
- ⑤作業員の安全意識の高揚
- ⑥作業方法の 改善
- ⑦リスクアセスメントの実施
- ⑧その他現場監督者として行うべき労働災害
防止に関すること